

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	入札説明書	6	第3章	1	(2)	入札参加者の構成等	(ア)に「入札参加グループは構成企業の中から代表企業を1社定め、それ以外の企業は構成企業とする。代表企業が参加資格の申請、入札手続きを行う」と記載があり、(エ)に「入札参加グループの設計業務を行う者及び建設業務を行う者は、特定建設工事共同企業体を結成」との記載があります。 また、要求水準書【改訂第1版】P17「3.2」では、「統括責任者は、調査・設計業務及び建設業務期間においては設計建設JVの代表企業から1名選任し、建設業務終了時点で、運転維持管理業務を担う特別目的会社(SPC)の代表企業から1名選任し、業務を引き継ぐ」と記載があります。 さらに、入札説明書【改訂第1版】P28「第8章 契約に関する事項」では、(1)基本契約は本市と事業落札者(この代表企業は入札参加グループの代表企業)で締結し、(2)設計及び建設工事請負契約は本市と設計及び建設工事請負事業者(特定建設工事共同企業体)の代表企業で締結し、(3)運転維持管理業務委託契約は本市とSPCに出資を予定する全ての構成員(ここに、入札参加グループの代表企業は出資が必須条件でない)と締結することとされています。 以上より、「入札参加グループの代表企業」と「設計建設JVの代表企業」及び「SPCの代表企業」は、各々全て異なる構成企業から選定して良いと理解しましたが、宜しかったですでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	6	第3章	1	(2)	入札参加者の構成等	(イ) 提案書提出時(期限:10月27日～31日)に、入札参加グループ、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。ありますが、工程都合上、参加資格審査に関する書類提出時(期限:6月2日～6日)から協力企業を追加しなければならなかった場合、追加登録は出来るのでしょうか。出来る場合、どのような手続きを踏めばよいのでしょうか。ご指示願います。	追加登録は可能ですが、提出書類作成要領及び様式集 様式Ⅳ～15-8 地域経済への貢献金額に記載のとおり、提案時点からは各地域貢献の内容に対する地域経済への貢献金額の小計を下回らないよう留意願います。なお、追加登録時には、提出書類作成要領及び様式集 様式Ⅰ-8 入札参加グループ構成表及び役割分担表を別途提出してください。
3	入札説明書	7	第3章	1	(2)	入札参加者の構成等	(オ)入札参加グループの・・・SPCからSPC出資企業への業務の一部委託は可能とする。とありますが、統括責任者・業務責任者を除く運転監視員はSPC出資企業(維持管理企業)から一部委託として選任することは可能ですか。	可能です。
4	入札説明書	7	第3章	1	(2)	入札参加者の構成等	(オ)入札参加グループの・・・SPCからSPC出資企業への業務の一部委託は可能とする。とありますが、消耗品・薬品・燃料などの発注に関してはSPC出資企業(グループの維持管理企業)から発注することは可能ですか。	可能です。
5	入札説明書	12	第3章	3		特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	運転維持管理業務においてSPCの代表企業・構成企業は本業務終了後に戻る過方式の運転維持管理実績として認められますか。	本市町が発注する業務においては、本業務で運転維持管理を主として担う企業は、運転維持管理実績として認められます。なお、構成企業については、本業務の中で担う役割により、個別に判断されるものと考えます。
6	入札説明書	18	第5章	2	(10)	技術対話の実施	「技術対話の時間は90分程度、参加者は入札参加グループから10名以内とし」とありますが、浄水場、場外施設、場外管路と事業量が多く、さらに構成企業も多いため、参加者数を20名程度以上、対話時間の延長をお願いしたい。	参加者人数を20名以内、対話時間を120分程度に変更いたします。
7	入札説明書	18	第5章	2	(10)	技術対話の実施	本事業は、新浄水場・場外施設・場外管路と施工範囲が広く、要求水準内容も多岐に渡ることから、参加者数の10名以内を、21名[設計企業3名(営業1名、設計2名)、土木・建築企業7名(営業2名、土木3名、建築2名)、機械・電気企業6名(営業2名、機械2名、電気2名)、管路企業3名(営業1名、土木2名)、運転維持管理企業2名(営業1名、維持管理1名)]に変更願えませんか。また、技術対話の時間90分程度についても、十分な議論が可能となるように、当日の状況に応じた時間延長のご対応をお願いします。	No.6をご参照ください。
8	入札説明書	18	第5章	2	(10)	技術対話の実施	技術対話の参加者数は入札参加グループから10名以内とありますが、要求水準が多岐に渡ることから、参加者数を20名以上(想定で設計3名、土木・建築6名、機械3名、電気3名、場外管路3名、運転維持管理2名程度)に変更できないでしょうか。	No.6をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
9	入札説明書	18	第5章	2	(10)	技術対話	技術対話の参加人数は10名以内とありますが、本事業は業務が非常に多岐に渡ることを考慮すると人数が超過することが考えられます。したがって、参加人数上限は25名以内として頂けないでしょうか。 さらに、前述したように業務が多岐に渡り、事業者側の対話、質疑事項も非常に多くなると想定されます。その結果90分の対話時間では時間が不足することも考えられますので、対話時間の延長をお願い致します。	No.6をご参照ください。
10	入札説明書	18	第5章	2	(10)	技術対話の実施	本事業は、業務範囲が多岐にわたる為、参加者数の10名以内では少ないと思われます。よって20名以上に変更してもらえないでしょうか。 また、技術対話の時間は90分程度とありますが、90分では技術対話の時間としては足りないと思われるため、時間の延長を認めてもらえないでしょうか。	No.6をご参照ください。
11	入札説明書	19	第5章	2	(12)	ヒアリングの実施	ヒアリングの参加人数の上限についてご教示ください。本事業は業務が非常に多岐に渡ることを考慮すると人数が超過することが考えられます。したがって、参加人数上限は25名以内として頂けないでしょうか。	ヒアリング時の詳細については、提案審査に関する書類の提出を行った入札参加者へ別途通知いたします。
12	入札説明書	20	第5章	2	(13)	入札の手順(エ)	「(前略)また、設計及び建設工事請負契約書(案)の別紙3に示す～」とありますが、設計建設工事請負契約書(案)の別紙3には「契約変更の基本フロー」に関する内容が記載されています。この別紙3は誤記で正しくは「設計及び建設工事請負契約書(案)の別紙2」という理解でよろしいでしょうか。	誤記となります。正しくは「設計及び建設工事請負契約書(案)の別紙2」となります。
13	入札説明書	20	第5章	3	(1)	入札説明書等の承諾	「入札参加者は、提案審査に関する書類の提出をもって、入札説明書等(入札説明書等の公表日以降に追加で公表した資料を含む)の記載内容を承諾したものとみなす」の「提案審査に関する書類の提出」は、同入札説明書19頁に記載の「(11)提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法、(7)受付期限：令和7年10月27日(月)正午～令和7年10月31日(金)午後5時00分まで」の時点で提出した「提案審査に関する書類の提出」を意味しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	21	第5章	3	(5)	著作権	「提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし～(中略)本市町は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする」とありますが、提案書は事業者の個別の知見に関わる内容もあるため、公表する資料は「発注者が事業者に確認し、事業者が承諾したもの」のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	22	第5章	3	(14)	その他	「(イ)本市町が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする」の「資料及び回答書」には、同入札説明書1頁の下から2行に記載の「入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答によるものとする」も含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札説明書	23	第5章	4	(2)	予定価格及び入札書比較価格留意事項	「(ア)予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に市が事業者に支払う設計費、建設費及び運営費(運転維持管理業務委託料)を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)である」について、事業者が提案する入札価格において何を留意すべきなのでしょう。具体的にご説明願います。	原文のとおりです。
17	入札説明書	23	第5章	4	(2)	予定価格及び入札書比較価格留意事項	「(イ)予定価格及び入札書比較価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない」について、事業者が提案する入札価格において何を留意すべきなのでしょう。具体的にご説明願います。	原文のとおりです。
18	入札説明書	23	第5章	4	(2)	予定価格及び入札書比較価格留意事項	「(ア)、(イ)」について、昨今の物価上昇スピードは速いため、事業者が提案する入札価格の積算基準日(入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.6～8:本事業の第1回単価合意の基準となる日は、本事業の公告日R7.4.14)と発注者様が実施された予定価格の積算基準日を同日にしないと、入札価格が予定価格を超過することが予測されます。従って、「(ア)、(イ)」に関する本事業の第1回単価合意の基準となる日は、本事業の公告日ではなく、発注者様が実施された予定価格の積算基準日にご訂正願えませんか。	当事業については内閣府が示しております「契約に関するガイドライン-PFI事業実施契約における留意事項について-」を参考に、第1回単価合意の基準となる日を公告日としております。
19	入札説明書	23	第5章	4	(2)	予定価格及び入札書比較価格留意事項	質問No.18をお認め頂ける場合、発注者様が実施された「予定価格の積算基準日」が何年何月何日なのかを本回答でご提示頂くとともに、提案価格の低減を図るため、「設計及び建設工事請負契約書(案)、P2」の第3条の2の5「第1回単価合意の基準となる日は、本事業の公告日とする」を「本事業の予定価格の積算基準日(●年●月●日)とする」とご明示願えませんか。	No.18をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
20	入札説明書	23	第5章	4	(2)	予定価格及び入札書比較価格 留意事項	「(オ)(参考内訳額)」の場外管路等の建設工事業務の対価:4,603,182,000円(税抜き)Aは、要求水準書【改訂第1版】P312.5 事業概要】にて「第2浄水場における非常用自家発電機棟及び非常用自家発電設備、場外管路設備の数量は、基本設計段階における検討結果及び概算値であり、本事業で実施する詳細設計業務において確定し、設計変更を行う」を前提とした失格の上限価格として設定されています。 これは、詳細設計業務(調査業務を含む)を実施しないと算出できない入札価格であるご判断されているため、事業者にとっては、これを除く他の業務(新浄水場、場外施設)の入札価格の決定判断とは考え方が異なります。 入札価格と予定価格の整合を図るため、場外管路等における予定価格の算出で使用した積算資料(基本設計数量)及び積算条件などを全てご提示願えませんでしょうか。 これらに対する入札価格の算出値Aが参考内訳額のAを下回らない限り、入札できないためよろしくご提示願います。	現状、公表している資料を基に積算をお願いします。 なお、場外管路等の建設工事業務における建設工事請負代金額の変更については、設計及び建設工事請負契約書(案)第36条から第39条、および設計及び建設工事請負契約書(案)別紙3をご参照ください。 また、同契約書第3条の2第5項に基づき、第1回単価合意の基準となる日は、本事業の公告日です。
21	入札説明書	23	第5章	4	(2)	留意事項	『(ア)予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に市が事業者に支払う設計費、建設費及び運営費(運転維持管理業務委託料)を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)である。』とありますが、現在価値の現在は、いつの時点のことを指すのでしょうか。の質問に対し、『入札公告時を示す。』と、回答がありました。『場外管路等の建設工事業務の対価4,603,182,000 円(税抜き)…A』の予定価格の使用期日単価と、入札公告時の積算単価の期日差が判断できないと、物価上昇・労務単価上昇の比較ができない為、比較検討ができません。再度、『現在価値換算前の実額ベース』の積算使用単価の期日の提示をお願いします。	「現在価値換算前の実額ベース」とは、当事業が長期間に渡ることから、予定価格を算出する際に、将来の経済情勢を考慮して将来支払う費用を現在の価値に割引計算するようなことはせずに、そのままの金額で計算したことを示します。したがって、入札参加グループの皆様には、公告時点の情報をもとに应れいただくことを前提としており、積算の具体的な基準日についての回答は差し控えていただきます。
22	入札説明書	23	第5章	4	(2)	(参考内訳額) (ア)	入札書比較価格について、「現在価値換算前の実額ベース」との記載があり、一方で、R7年5月23日に公表された第1回質問回答No.2では「現在価値の現在は入札公告時を示す」という内容の回答がされております。DBO事業方式により従来型個別発注方式と比較して、材料数量、労務工数等の数量は事業者提案で縮減することはできると理解しますが、昨今の急激な物価変動による材料単価、労務単価などの物価上昇については、事業者で対応できる手段はありません。その結果として、入札価格が入札書比較価格を超過することが十二分に考えられます。従いまして入札価格の基準日は、入札書比較価格積算時と同じ基準日として頂けないでしょうか。	入札参加グループの皆様には、公告時点の情報をもとに应れいただくことを前提としており、積算の具体的な基準日についての回答は差し控えていただきます。また、物価上昇等、社会情勢の変化に対する契約金額の変更については、設計及び建設工事請負契約書第39条及び運転維持管理業務委託契約書第31条により対応いたします。
23	入札説明書	23	第5章	4	(2)	(参考内訳額) (ア)	上記と関連して、入札書比較価格と入札価格を適正な価格で比較するために、積算時の基準日の提示をお願いします。	No.22をご参照ください。
24	入札説明書	27	第7章	5	(2)	予想されるリスクと責任分担	「本市町と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、設計及び建設工事請負契約書(案)及び運転維持管理業務委託契約書(案)に示すとおりである」と記載がありますが、双方の契約書(案)に「リスク」の用語が見当たりません。 また、本市町が令和7年1月22 日に公表した「長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 実施方針の別紙2」では、予想されるリスクの種類と内容、負担者の星取り表が提示されていますが、その内容も一部が契約書(案)に反映されていません。 これは、双方の契約書(案)に記載のないものは、「実施方針の別紙2」及び「実施方針に関する質問書への回答」によるとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	3	第2章	2.5		事業概要	『本事業で整備する…基本設計段階における検討結果及び概算値であり、本事業で実施する詳細設計業務において確定し、設計変更を行う。』について、基本設計段階における検討結果及び概算値とありますが、基本設計段階の、積算根拠となる代価・使用単価の基準年月の明示をお願いします。の質問に対し、『予定価格に係る情報は、非公表とします。なお、本事業の第1回単価合意の基準となる日は、本事業の公告日とします。』との回答でした。『場外管路等の建設工事業務の対価4,603,182,000 円(税抜き)…A』の予定価格の使用期日単価と、入札公告時の積算単価の期日差が判断できないと、物価上昇・労務単価上昇の比較ができない為、比較検討ができません。再度、『現在価値換算前の実額ベース』の積算使用単価の期日の提示をお願いします。	単価の基準について、現状公表している資料以外を開示する予定はございません。 「現在価値換算前の実額ベース」とは、当事業が長期間に渡ることから、予定価格を算出する際に、将来支払う費用を現在(入札公告時点)の金銭価値に割引計算して合わせることはせずに、そのままの金額で計算したことを示すものです。したがって、第1回単価合意の基準日を公告日としていることから分かるように、公告時点の情報をもとに应れいただくことが前提となります。 なお、設計及び建設工事請負契約書(案)第36条から第38条のとおり、場外管路に係る建設工事請負代金額は、詳細設計後の設計成果物と発注者が用いる積算方法及び単価を用いて工事設計書を作成し、全体事業費率事業請負率を乗じて、当該請負代金額を変更することを想定しています。 また、上記の積算単価期は同契約書第3条の2 第5項に基づき、本事業の公告日であり、賞金又は物価の変動による建設工事請負代金額の変更は、同契約書第39 条に基づき手続きを行います。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
26	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『共同整備①新導水ポンプ場(浦上)～新浄水場』の、開削工－DIP-NSφ600 mm 1,665 m は、本事業の連絡通路・取付道路、県事業区分並びに、既設長崎市道との施工区分に分かれます。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、入札参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙10-1・12に明示をお願いします。	現状、公表している資料を基に積算をお願いします。 なお、設計及び建設工事請負契約書(案)第36条に基づき、ご質問の「施工区分毎の設計延長」は、詳細設計後の設計成果物の内容を踏まえ、発注者の承諾を得た上で、変更することができます。
27	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『共同整備①新導水ポンプ場(浦上)～新浄水場』の、推進工－DIP-NSφ600 mm(HPφ1,000 mm) 235 mの、推進立坑・到達坑・推進工のそれぞれの深さ及び、施工ヶ所の土質の資料はありません。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。企業判断とした場合、詳細設計段階での変更は、設計変更の対象との判断で良いでしょうか。ご指示願います。	ご理解のとおり、設計及び建設工事請負契約書(案)第36条に基づき、詳細設計後の設計成果物の内容を踏まえ、発注者の承諾を得た上で、変更することができます。
28	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備①葦瀬ダム導水管分岐A～新浄水場』の、開削工－DIP-GXφ450 mm 1,000 mは、施工区間は国道・市道に分かれます。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
29	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備② 新浄水場～新浦上配水池』の、推進工－DIP-GXφ400 mm(HPφ1,000 mm) 235 mの、推進立坑・到達坑・推進工のそれぞれの深さ及び、施工ヶ所の土質の資料はありません。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。企業判断とした場合、詳細設計段階での変更は、設計変更の対象との判断で良いでしょうか。ご指示願います。	No.27をご参照ください。
30	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備③ 新浄水場～道ノ尾配水池・高田越減圧槽 B・C』の、開削工－DIP-GXφ400 mm 850 m は、長崎市道・長与町道、道ノ尾配水池敷地内に分かれます。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
31	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ④ 新浄水場～赤迫高部配水槽向け既設送水管分岐 D』の、開削工－DIP-GXφ250 mm 350 mは、長崎市道・事業者敷地内と判断します。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
32	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備⑤ 小江原配水槽(手熊浄水場系)既設送水管分岐 E～新浦上配水池』の、開削工－DIP-GX φ400 mm 300 mは、浦上浄水場敷地内・連絡通路と判断します。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
33	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ⑥ 新浦上配水池～既設浦上配水池系配水管分岐 F』の、開削工－DIP-NSφ700 mm 600 m は、県道・浦上浄水場敷地内・連絡通路と判断します。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙10-1・12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
34	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ⑥ 新浦上配水池～既設浦上配水池系配水管分岐 F』の、連絡通路整備の施工区分の計画延長提示が無いと積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。設計延長を別紙10-1・別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
35	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ⑥ 新浦上配水池～既設浦上配水池系配水管分岐 F』に、連絡通路と県道までの間の、浦上浄水場区間の対応の明記がありません。施工区分毎の計画延長がなければ、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。設計延長を別紙10-1・別紙12に明示をお願いします。舗装仕様については、企業判断との理解で宜しいでしょうか。また、詳細設計段階での変更は、設計変更の対象でしょうか。	前段について、設計延長は、現状公表している資料を基に積算をお願いします。 中段について、舗装仕様はご理解のとおりです。 後段について、設計及び建設工事請負契約書(案)第36条に基づき、ご質問の「施工区分毎の設計延長」および「舗装仕様」は、詳細設計後の設計成果物の内容を踏まえ、発注者の承諾を得た上で、変更することができます。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
36	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ⑦ 新浦上配水池～女の都配水池向け既設送水管分岐 G』の、開削工－DIP-GX φ200 mm 280 m は、浦上浄水場敷地内・連絡通路と判断します。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙10-1・12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
37	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ① 新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水場』の、開削工－DIP-GX φ300 mm 2,286 m は、町道・敷地内でも、舗装工事仕様が異なります。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
38	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ① 新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水場』の、推進工－DIP-GX φ300 mm 24 m(3箇所)の、推進立坑・到達坑・推進工の、それぞれの深さ及び、施工ヶ所の土質の資料はありません。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。企業判断とした場合、詳細設計段階での変更は、設計変更の対象との判断で良いでしょうか。ご指示願います。	No.27をご参照ください。
39	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ① 新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水場』の、第2浄水場内制御弁・流量計弁は、積算区分として材料費用は工事企業(機械・電気)、設置工事は工事企業(場外管路)との判断で宜しいでしょうか。ご指示願います。	全て工事企業(機械・電気)となります。
40	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ② 新導水ポンプ場(長与町)～定林堰』の、開削工－DIP-GX φ250 mm 378 m は、町道でも、舗装工事仕様が異なります。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
41	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ② 新導水ポンプ場(長与町)～定林堰』の、推進工－DIP-GX φ250 mm 8 m (1箇所)の、推進立坑・到達坑・推進工の、それぞれの深さ及び、施工ヶ所の土質の資料はありません。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。企業判断とした場合、詳細設計段階での変更は、設計変更の対象との判断で良いでしょうか。ご指示願います。	No.27をご参照ください。
42	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ③ 第2浄水場～北陽台配水池向け既設送水管分岐 H』の、開削工－DIP-GX φ300 mm 15 m は、町道でも、舗装工事仕様が異なります。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
43	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ③ 第2浄水場～北陽台配水池向け既設送水管分岐 H』の、北陽台配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として材料費用は工事企業(機械・電気)、設置工事は工事企業(場外管路)との判断で宜しいでしょうか。ご指示願います。	全て工事企業(機械・電気)となります。
44	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ④ 第2浄水場～第3配水池向け既設送水管 I』の、開削工－DIP-GX φ200 mm 335 m は、町道・敷地内でも、舗装工事仕様が異なります。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
45	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ④ 第2浄水場～第3配水池向け既設送水管 I』の、第3配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として材料費用は工事企業(機械・電気)、設置工事は工事企業(場外管路)との判断で宜しいでしょうか。ご指示願います。	全て工事企業(機械・電気)となります。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
46	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑤ 北陽台配水池・第3配水池向け送水管 J～第5配水池既設連絡管 K』の、開削工－DIP-GX φ300 mm 870 m は、国県道・公衆用道路・事業者用地・町道・敷地内で、舗装工事仕様が異なります。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
47	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑤ 北陽台配水池・第3配水池向け送水管 J～第5配水池既設連絡管 K』の、第5配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として材料費用は工事企業(機械・電気)、設置工事は工事企業(場外管路)との判断で宜しいでしょうか。ご指示願います。	全て工事企業(機械・電気)となります。
48	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑥ 新浄水場～東高田2号配水池場内』の、開削工－DIP-GX φ250 mm 1,675 mは、市道・露出配管・町道・敷地内で、舗装工事仕様が異なります。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
49	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑥ 新浄水場～東高田2号配水池場内』の、東高田2号配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として材料費用は工事企業(機械・電気)、設置工事は工事企業(場外管路)との判断で宜しいでしょうか。ご指示願います。	全て工事企業(機械・電気)となります。
50	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑦ 新浄水場～南陽台高部配水池場内』の、開削工－DIP-GX φ150 mm 520 mは、町道・敷地内で、舗装工事仕様が異なります。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
51	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑦ 新浄水場～南陽台高部配水池場内』の、南陽台高部配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として材料費用は工事企業(機械・電気)、設置工事は工事企業(場外管路)との判断で宜しいでしょうか。ご指示願います。	全て工事企業(機械・電気)となります。
52	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑧ 新浄水場～まなび野高部配水池 P』の、開削工－DIP-GX φ250 mm 1,540 mは、町道・市道・県道・敷地内で、舗装工事仕様が異なります。総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。	No.26をご参照ください。
53	要求水準書	6	第2章	2.5.		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑧ 新浄水場～まなび野高部配水池 P』の、まなび野高部配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として材料費用は工事企業(機械・電気)、設置工事は工事企業(場外管路)との判断で宜しいでしょうか。ご指示願います。	全て工事企業(機械・電気)となります。
54	要求水準書	10	第2章	2.6.2	表7の欄外	※部分	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.46)にて「※: 新浄水場に至る(中略)、別事業において整備を予定」については、それまでに知り得た資料を提示するの回答で「要求水準書別紙10-1、10-4をご参照」とされています。この回答を得た時点から提案審査に関する書類の受付期限(R7.10.31)までに、これ以外の提示資料はないとの理解で宜しいでしょうか。 本事業の提案に対する事業者の基本設計、施工検討・計画、予定価格算出の可否判断に必要なため、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	12	第2章	2.7.1		工事区域及び維持管理区域	基本契約締結から行う安全管理などの用地管理とは「第三者が用地内に立ち入らないような措置(例えば、公園入口にはバリケードを設置して施錠管理)を行う」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書	15	第2章	2.11		健康診断	「事業者は、本事業開始前に1 回、本事業開始後は概ね6ヵ月に1 回」と記載があります。「本事業開始前」とは設計期間【契約締結～令和10年3月31(予定)】を示し、「本事業開始後」とは建設期間【令和10年4月1日(予定)～令和15年3月31日(予定)】を示しているという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書【改訂第二版】2.11.健康診断をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
57	要求水準書	17	第3章	3.2		統括責任者の配置及び役割	事業者は…統括責任者を配置すること。統括責任者は…運転維持管理業務を担う特別目的会社(SPC)の代表企業から1名選任し、業務を引継ぐものとする。とありますが、SPCの代表取締役と統括責任者の兼務、若しくは統括責任者と業務責任者の兼務は可能でしょうか	代表取締役と統括責任者の兼務は可能です。統括責任者と業務責任者の兼務については、責任の所在が明確ではなくなるため不可とします。
58	要求水準書	17	第3章	3.2	②	本市町との調整	「本市町との意見や要望等を踏まえ、(中略)、本市町と事業者との協議のうえ決定すること。」とありますが、協議の上、実施することになった事項については、費用負担の範囲(発注者負担もしくは事業者負担)に関わらず、その実施事項に伴い発生する施工期間分の工期延長は認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	設計及び建設工事請負契約書(案)第32条及び第33条をご参照ください。
59	要求水準書	22	第3章	3.6.		他事業との調整	長崎都市計画事業 高田南土地区画整理事業(事業者:長与町)が、削除されています。供用開始となったと判断しますが、新道部分の施工区分毎の設計延長を別紙12に明示をお願いします。延長が出なければ、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。	No.26をご参照ください。
60	要求水準書	22	第3章	3.6	(1)	工事用道路	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.63」にて「別紙10-1の河川護岸拡幅工事(着手時期未定)と、連絡通路整備予定ヶ所との工程については、長崎水害緊急ダム建設事業と調整してください」と回答されていますが、提案審査に関する書類の提出期限までの間は、その関連事業との調整ができないものと理解します。 その上で、「場外管路等の建設工事業務の対価:4,603,182,000円(税抜き)A」に対して入札価格を提案することは、現時点で開示頂けている資料のみではその判断に困難を極めます。 本業務は設計変更を前提とした業務であるため、発注者様が予定価格の積算に使用した資料(県事業との協議内容含む)と同じものを全て開示頂き、同じ条件で入札価格の積算や施工計画の立案ができるように、第2回の回答で全ての資料提示を頂けないでしょうか。	現状、公表している資料を基に積算をお願いします。 なお、場外管路等の建設工事業務における建設工事請負代金額の変更については、設計及び建設工事請負契約書(案)第36条から第38条、および設計及び建設工事請負契約書(案)別紙3をご参照ください。 また、同契約書第3条の2第5項に基づき、第1回単価合意の基準となる日は、本事業の公告日です。
61	要求水準書	22	第3章	3.6	(1)	工事用道路	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.59」にて「ダム本体工事は、本事業の建設期間終了後に着手予定です」と回答がされています。これに対し、設計及び単価合意が終了していれば、令和9年末の一部工事用道路完成後に降に、新浦上配水池取付道路、場外管路共同整備①、長崎市単独整備①の管理設の工事着手は可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	22	第3章	3.6.	(1)	工事用道路	『工事用道路は令和9年度末に一部完成予定であり、完成箇所は配水池の工事用道路及び管路の布設路線として使用できる。(別紙10-1参照)』の、完成箇所の完成とは、舗装仕上げのことでしょうか。若しくは、碎石路盤仕上げとのことでしょうか。ご指示願います。について、回答では、『長崎県との協議によります。』となっています。現段階としては、下層路盤仕上げとの判断で宜しいでしょうか。長崎県との協議後、仕様等の変更があった場合、設計変更の対象と考えて良いでしょうか。ご指示願います。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書	22	第3章	3.6.	(1)	工事用道路	『工事用道路は令和9年度末に一部完成予定であり、完成箇所は配水池の工事用道路及び管路の布設路線として使用できる。(別紙10-1参照)』の、別紙10-1の河川護岸拡幅工事(着手時期未定)と、連絡通路整備予定ヶ所との工程については、河川護岸拡幅工事(着手時期未定)後の施工で良いでしょうか。ご指示願います。について、回答では『工程については、長崎水害緊急ダム建設事業と調整してください。』となっています。現段階では、本事業工期内で、尚且つ、本事業に影響のない範囲で、工事着手頂けるという判断で宜しいでしょうか。長崎県との協議後、仕様・工期等の変更があった場合、設計変更の対象と考えて良いでしょうか。ご指示願います。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	22	第3章	3.6	(2)	仮設取水	「仮設取水・導水施設を長崎県が新浄水場の試運転開始時までには建設する」とありますが、本事業の試運転計画、切替計画のために現時点における仮設取水・導水施設の建設時期及び、完成時期をご教示ください。また、現時点での仮設取水・導水施設建設に関する工程表の提示をお願いします。	令和13年度末までの工程調整はされておりますが、詳細な工程については提示されておりません。
65	要求水準書	22	第3章	3.6	(2)	仮設取水	上記と関連して、仮設取水・導水施設建設の遅れにより事業者が計画していた本事業の試運転工程、切替工程が遅れる場合は、発注者の責として工期変更及び、設計変更を認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	設計及び建設工事請負契約書(案)第32条及び第33条をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
66	要求水準書	27	第4章	4.3.5		本事業期間終了時における本施設の状態	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.69」にて、①「本要求水準書で要求水準とした防水塗装の受注者の瑕疵期間は、引渡し(設計及び建設工事請負契約書(案)の21頁、第45条)を行った日から2年間(同契約書(案)の37頁、第73条)であり、それを超えた範囲で防水塗装の修繕が必要となった場合は、本事業の事業者の責によらず、本事業とは別途工事として発注されるとの理解のとおり」と回答されています。 一方、「同書の回答No.71」では②「本事業で整備した全ての施設が要求水準書で提示した性能を維持していることを確認し、著しい損傷がない状態で引き渡すこととしています」と回答されています。 さらに、③「要求水準書P90では、土木躯体、建築躯体については保守管理業務の範囲外とする」と、④「要求水準書P33、⑨施設内の水槽は、内面に防水塗装を行うものとする」を総合的に解釈すると、「③④」の性能維持期間について、「①」と「②」で齟齬が生じます。これは、「④」は「②」の対象外であるとの意味でしょうか。 以上より、「②」の「本事業期間終了時における本施設(新浄水場施設、場外施設)の状態」について、これに該当する各施設個々の要求水準内容を別紙等で整理し、すべて本回答でご提示願えませんでしょうか。	④は②の対象外との認識で相違ございません。なお、土木躯体、建築躯体については保守管理の対象外であり、本事業期間終了時における性能維持は運転管理・保守管理の対象である機械電気設備について求めるものです。 詳細については回答No.67をご参照ください。
67	要求水準書	27	第4章	4.3.5		本事業期間終了時における本施設の状態	要求水準書表5、表7及び、P88 第9章「保守管理業務」で保守管理の範囲及び、内容が記載されています。これらの記載内容と、「設計及び、建設工事請負契約書(案)P37、第73条(契約不適合責任期間等)」に記載された内容から、本項目で記載されている「本事業期間終了時における著しい損傷が無い状態」の「本事業期間終了時」とは、工事種別ごとに異なるように理解します。この場合、「本事業期間終了時」とは下記のような理解でよろしいでしょうか。 表5、表7で保守管理業務が「○」表示された土木躯体構造物 ⇒引渡しから2年 表5、表7で保守管理業務が「○」表示された建築躯体構造物 ⇒引渡しから2年 表5、表7で保守管理業務が「○」表示された建築設備、施設 ⇒運転維持管理終了後1年 表5、表7で保守管理業務が「○」表示された機械設備、施設 ⇒運転維持管理終了後1年 表5、表7で保守管理業務が「○」表示された電気設備、施設 ⇒運転維持管理終了後1年 表5、表7で保守管理業務が「○」表示されていない土木躯体構造物 ⇒引渡しから2年 表5、表7で保守管理業務の「○」表示されていない建築躯体構造物 ⇒引渡しから2年 表5、表7で保守管理業務の「○」表示されていない建築設備、施設 ⇒引渡しから2年 表5、表7で保守管理業務の「○」表示されていない機械設備、施設 ⇒引渡しから2年 表5、表7で保守管理業務の「○」表示されていない電気設備、施設 ⇒引渡しから2年	ご理解のとおりです。
68	要求水準書	33	第6章	6.2.2	⑨	新浄水場設計共通事項	「⑨施設内の水槽は、内面に防水塗装を行うものとする」に対し、事業者が持つノウハウや効率的な維持管理の推進、及びイニシャルコストとランニングコストの低減を目的としても、「防水塗装を行う水槽を必要性和重要性の観点から限定して設計」した場合は、要求水準を満たしていない設計であると判断されるものでしょうか。	個別の内容については技術対話にてご確認ください。
69	要求水準書	35	第6章	6.2.4	⑦	排水処理施設設計	本項目に関して、令和7年3月7日に公表された「実施方針等の質問に対する回答」のNo.176で、「場外への排水が必要な場合の排水先については事業者提案」という回答があります。排水先については、新浄水場予定地に隣接する大井手川への放流も可能という理解でよろしいでしょうか。	河川管理者との協議によります。
70	要求水準書	35	第6章	6.2.5		送水施設設計	水撃検討を行うとありますが、検討のために新浄水場から各配水池(道ノ尾配水池、高田越減圧槽、赤迫高部配水槽、新浦上配水池、東高田2号配水池、南陽台高部配水池、まなび野高部配水池)までの管路の縦断面図が必要となります。管路縦断面図の提示をお願いします。	提示の予定はありません。
71	要求水準書	35	第6章	6.2.5		送水施設設計	No.70と関連して管路縦断面図が得られない場合は、想定で各種条件を見込んでおき、契約締結後の調査で決定した条件で水撃検討を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	35	第6章	6.2.5		送水施設設計	No.70と関連して各種条件を想定で見込んでおき、契約締結後の調査で決定した条件で水撃検討を行った結果、提案時に見込んでいた機器仕様から見直さなければならない場合は、設計変更が認められるという理解でよろしいでしょうか。	設計及び建設工事請負契約書(案)第28条をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
73	要求水準書	35	第6章	6.2.5		送水施設設計 赤迫高部配水槽向け 関連資料：別紙12	赤迫高部配水槽向けの送水管は、別紙12より既設送水管と接続し、既設管を流用することになると読み取れます。送水管の管圧損計算のために、既設管の配管長をご提示ください。	既設管との接続予定箇所～赤迫高部配水槽までの配管長はφ350 L=340mとなっております。
74	要求水準書	35	第6章	6.2.5		送水施設設計 長与町向け 関連資料：別紙12 (新浄水場～分岐M)	管圧損の計算のために、別紙12⑥「新浄水場～東高田2号配水池場内」に示された、「新浄水場～分岐M」の配管長をご提示ください。なお、新浄水場～東高田2号配水池場内までの配管長は「表3 長与町単独整備 ⑥」より、1,705mと理解します。	約1, 380m程度です。
75	要求水準書	35	第6章	6.2.5		送水施設設計 長与町向け 関連資料：別紙12 (分岐M～東高田2号配水池)	管圧損の計算のために、別紙12⑥「新浄水場～東高田2号配水池場内」に示された、「分岐M～東高田2号配水池」の配管長をご提示ください。	約325m程度です。
76	要求水準書	35	第6章	6.2.5		送水施設設計 長与町向け 関連資料：別紙12 (分岐M～φ250×φ150縮小地点)	管圧損の計算のために、別紙12⑦「新浄水場～南陽台高部配水池場内」に示された、「分岐M～南陽台高部配水池場内」の配管で分岐M～φ250×φ150地点までの配管長をご提示ください。なお、前述した「φ250×φ150地点」とは、別紙12⑦「新浄水場～南陽台高部配水池場内」の真ん中下部付近に拡大表示されている、φ250配管からφ150配管に分岐する地点を指しています。	約760m程度です。
77	要求水準書	35	第6章	6.2.5		送水施設設計 長与町向け 関連資料：別紙12 (φ250×φ150縮小地点～南陽台高部配水池場内)	管圧損の計算のために、別紙12⑦「新浄水場～南陽台高部配水池場内」に示された、「分岐M～南陽台高部配水池場内」の配管でφ250×φ150地点～南陽台高部配水池場内までの配管長をご提示ください。	約520m程度です。
78	要求水準書	35	第6章	6.2.5		送水施設設計 長与町向け 関連資料：別紙12 (φ250×φ150縮小地点～まなび野高部配水池)	管圧損の計算のために、別紙12⑦「新浄水場～南陽台高部配水池場内」に示された、「分岐M～まなび野高部排水池場内」の配管でφ250×φ150地点～まなび野高部配水池場内までの配管長をご提示ください。	約830m程度です。
79	要求水準書	36	第6章	6.2.5	表16	設計条件 長与町	表16に長与町送水量は3,655m ³ /日と記載があります。それに対して、別紙1-2に示された【配水池毎の1日当り配水量】は【東高田2号954m ³ /日(配水割合44.2%)＋南陽台高部663m ³ /日(30.6%)＋まなび野高部546m ³ /日(25.2%)=2,163m ³ /日となり、流量が合致しません。長与町送水量を3,655m ³ /日とした場合の各配水池の送水量は、前述した【配水池毎の1日当り配水量】の配水比率で振り分けを行うという理解でよろしいでしょうか。	3,655m ³ /日の内訳としては、 東高田2号：1,120m ³ /日 南陽台高部：736m ³ /日 まなび野高部：1,799m ³ /日 となります。
80	要求水準書	36	第6章	6.2.5	表16	設計条件 長与町	No.79の理解通りであれば各配水池への送水量は下記のような水量となりますが、この理解でよろしいでしょうか。 東高田2号：3,655m ³ /日×44.2%=1,615.5m ³ /日 南陽台高部：3,655m ³ /日×30.6%=1,118.4m ³ /日 まなび野高部：3,655m ³ /日×25.2%= 921.1m ³ /日	No.79をご参照ください。
81	要求水準書	41	第6章	6.2.8	(1)⑬	建築構造物設計 共通事項	⑬「搬入口には落下防止措置を講じること」とありますが、搬入口を開口した際に、単管などの仮設材で手摺を設置すればよいという理解でよろしいでしょうか。	労働安全衛生法に遵守した提案を求めます。
82	要求水準書	40	第6章	6.2.8	(1)⑳	建築構造物設計 共通事項	「施設見学の説明パネルを処理工程ごとに設ける」とありますが、これは膜ろ過施設などのそれぞれの施設ごとで説明パネルを作成、設置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	41	第6章	6.2.8	(1)㉒	建築構造物設計 共通事項	「見学ルートは事業者提案とするが、浄水処理工程が見学できるようにし」とありますが、前処理施設も浄水処理工程に含まれますが、複雑な構造となる前処理施設は安全性を考慮して、見学対象外とし、浄水処理の中心となる膜ろ過施設が見学できるルートを確保することで問題ないとの判断でよいでしょうか。	記載のとおり、膜ろ過施設のみに言及した記述ではありません。 ただし、管理通路のみでは安全を保障できず、かつ見学ルートを確保することが明らかに不経済である場合は、説明パネル等を充実させるなどの代替案が提案された場合に限り、前処理施設内部については見学ルートから除外してよいものとします。
84	要求水準書	41	第6章	6.2.8	(2)	表18 付属品リスト	付属品リストについて、表18に記載の内容以外の仕様等については事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書	44	第6章	6.2.8	(3)	膜ろ過棟、脱水機棟設計	③に見学者動線についての記載がございますが、見学者ルートは膜ろ過棟のみの計画としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
86	要求水準書	44	第6章	6.2.8	(3)	膜ろ過棟、脱水機棟設計	「見学者動線としてバリアフリーを考慮すること」とありますが、脱水機棟は6.2.8(1)に示された「浄水処理工程が見学できるようにし」より、浄水処理工程ではないため、見学者動線は考慮しないとの判断でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書	45	第6章	6.2.8	(4)7)	排水設備	①の公共下水道の口径、接続可能位置や深さは事業者提案でよろしいでしょうか。	下水道の所管課との協議によります。
88	要求水準書	51	第6章	6.3.2		場外施設設計共通事項	6.2.8(建築構造物設計)では外部仕上げ材について記載がありますが、場外施設の配水池については記載がありません。配水池の外面塗装は必要なし(打ち放し)と解釈してよろしいでしょうか。	屋上については防水対策を必須とします。 側壁については事業者提案によります。
89	要求水準書	51	第6章	6.3.3		新浦上配水池設計	「配水区域への配水(13,500m3/日)」とありますが、流量計の口径などの検討のため、時間最大配水量(あるいは時間係数)を提示願います。	時間最大配水量は1,000m3/hを想定しております。
90	要求水準書	53	第6章	6.3.3	(1)⑬	配水池	水槽内の防水材について「JWWAK143,JWWAK160」と規格の記載がありますが、水槽外となる配水池の屋根防水材について仕様の指定はございますか。	仕様の指定はありません。
91	要求水準書	53	第6章	6.3.3	(1)⑬	配水池	配水池の屋根に構造の工夫および補強対策等を行った上で、エアードーム工法を用いることは可能でしょうか。	可能とします。
92	要求水準書	53	第6章	6.3.3	(1)⑯	配水池	配水池供用時に池内の水位が上下すると思われしますが、どのくらいの水位変動(最低水位高)を想定されていますか。具体的な数値をご教授願います。	新浄水場からの送水により変動するため、特段設定しておりません。
93	要求水準書	53	第6章	6.3.3	(1)⑯	配水池	配水池の屋根に設ける通気孔蓋、人孔蓋、搬入孔蓋等は塩素ガス等に接触する箇所と判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	53	第6章	6.3.3	(1)⑰	配水池	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.105」にて「本配水池を含めて、場外施設の施工箇所で雨水抑制を必要とする箇所は、事業開始後に、各管理者と事前協議を実施してください」と回答されています。 本配水池を含めた場外施設の施工箇所において、雨水抑制は入札価格に含まず、受注後の各管理者との協議において必要となった時点で発注者様との設計変更協議で対応頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 また、設計変更協議対象外とされる場合は、発注段階で基本設計で見込んだ雨水抑制の対象箇所をご提示願います。	前段について、設計変更の対象といたしません。 後段について、公表している資料からご検討ください。
95	要求水準書	53	第6章	6.3.3	(1)㉔	配水池	配水池の内部階段を直梯子(背かご付き)と中間踊場の組み合わせとすることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書	53	第6章	6.3.3	(1)㉔	配水池	配水池の外部階段を螺旋階段形式とすることは可能でしょうか。	要求水準書【改訂第二版】6.3.3.新浦上配水池設計をご参照ください。
97	要求水準書	55	第6章	6.3.3	(5)	取付道路	『② 取付道路は、工事車両の通行に支障がないこととし、配管が布設できる4.0 mの幅員を確保すること。なお、取付道路には導水管口径 600 mm、送水管口径400 mm(新浄水場系)等を埋設する。』において、取付道路部分の設計延長を別紙12に明示をお願いします。延長が出なければ、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。	現状、公表している資料を基に積算をお願いします。 なお、設計及び建設工事請負契約書(案)第36条に基づき、ご質問の「取付道路部分の設計延長」は、詳細設計後の設計成果物の内容を踏まえ、発注者の承諾を得た上で、変更することができません。
98	要求水準書	55	第6章	6.3.3	(5)②	取付道路	取付道路に関する用地は、前項目(4)仮設、造成、法面保護、伐採の①と同様に「本市より提示する」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書【改訂第二版】別紙10-1をご参照ください。
99	要求水準書	55	第6章	6.3.3	(5)②	取付道路	質問No.98の理解が正しかった場合、「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.86」にある「新浦上配水池の取付道路の接続点・分岐点は、事業者提案とします」から、用地買収は起終点が確定する詳細設計後の順で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	水道用地内部での計画を求めます。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
100	要求水準書	55	第6章	6.3.3	(5)②	取付道路	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No122」では「取付道路に関する県工事側の当該範囲の標準横断面図、縦断面図といった図面や県側との協議内容がわかる資料については、要求水準書別紙10を参照ください」とあります。しかし、ご提示された別紙10-1の修正図面と追加の別紙10-4だけでは、急峻な地形に対する道路計画が困難です。 提案時の設計及び施工計画の実現性を高め、より良い技術提案を実施するため、前回ご提示頂いた図面のほかに、入札価格の算出で使用したその他の県工事道路との関連図面や協議された諸条件がございましたら、この回答でご提示頂けないでしょうか。	公表している資料からご検討ください。
101	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、標準幅員構成及び適用基準(道路種別や設計車両など)をご教示願えませんでしょうか。	要求水準書【改訂第二版】6.3.3.(5)取付道路及び要求水準書【改訂第二版】6.4.2.(7)新浦上配水池連絡通路をご参照ください。
102	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、事業者側の条例やローカルルール(地整・長崎県・長崎市・長与町など)や適用基準があればご教示願えませんでしょうか。	No.101をご参照ください。
103	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、計画交通量(台/日)、何台の想定は、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	No.101をご参照ください。
104	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、設計速度(km/h)は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	No.101をご参照ください。
105	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、道路の雨水排水の考え方(道路土工要綱、林道規定、その他ローカルルール)や流末処理における条件をご教示願えませんでしょうか。また、河川と平行する区間を有するが、河川構造令に準拠する必要はございますでしょうか。	流末処理及び河川と平行する区間については各管理者との協議によります。
106	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、ガードレール等の設置方法は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。もしくは、防護柵設置基準やその他のローカルルールといった準ずるべき指標はございますでしょうか。	「取付道路」及び「連絡通路」は、ともに管路布設と工用道路として整備し、建設工事完了後は残置して一般車両や歩行者が通行しない水道施設の維持管理用通路として活用することから、準ずるべき指標はありません。水道施設の管理車両が通行可能となるような事業者の提案を求めます。
107	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、白線や停止線などのラインファルトの数量は、道路構造による事業者提案との理解で宜しいでしょうか。また、公安委員会から指示されるラインファルトや標識は、協議を含め、発注者様のご対応・ご負担と理解していますが、宜しいでしょうか。	取付道路及び連絡通路については、長崎市上下水道局所管用地となりますので白線や停止線は不要とします。
108	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、付加追い越し車線・登坂車線・副道は、道路適用基準による事業者提案との理解で宜しいでしょうか。また、離合のための待避所は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、歩道・自転車道・自転車歩行者道は、利用形態から判断するに不要と考えられますが、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	歩道・自転車道・自転車歩行者道は不要とします。
110	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、緑化(植樹)帯は利用形態から判断するに不要と考えられますが、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	緑化(植樹)帯は、不要とします。
111	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、道路の種類は、道路構築後の移管先(管理者)が確定しているのでしょうか。また、道路設計は最終的な管理者が準拠する基準を踏襲することになると考えますが、どの基準に準拠すべきでしょうか。	No.101をご参照ください。
112	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、新設する道路の地形図及び線形データは、提示される資料以外は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。また、そのデータは3次元データで事業者へご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、3次元データはありません。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
113	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、新設する道路の舗装構成は「別紙10-1 新浦上配水池 新女の都ポンプ場基本図面(修正)、2枚目」に示された「舗装断面図」のとおり提示されていますが、取付け部なども同様の舗装構成で良いとの理解で宜しいでしょうか。また、舗装構成の出典先をご教示願います。出典先が無い場合は、適用基準(舗装設計要綱、設計基準など)をご教示願います。	ご質問にある「取付け部」などが具体的に何を指すのか図りかねますが、長崎県施工区域を施工する場合は原型復旧以上とし、「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」の舗装構成は事業者提案とします。 また、「別紙10-1 新浦上配水池 新女の都ポンプ場基本図面(修正)、2枚目」でお示しした「舗装断面図」は長崎県の工事計画によるものです。
114	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、道路すり付け部で、既設側道路を修正する場合は、設計変更対応との理解で宜しいでしょうか。また、当該道路は、一方通行または対面通行のどちらで整備する予定でしょうか。対面通行であれば、起終点の交差点計画は不要との理解で宜しいでしょうか。	前段の「取付道路」については、設計変更の対象といたしません。 「新浦上配水池連絡通路」については 設計及び建設工事請負契約書(案)第36条に基づき、詳細設計後の設計成果物の内容を踏まえ、発注者の承諾を得た上で、変更することができます。後段につきましては、事業者提案とします。 なお、通行の種別に関わらず交差点計画は不要です。
115	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、道路設計を行うにあたり、用地の使用制約など必要な項目があれば、ご提示願います。	「別紙3 建設用地及び敷地面積と用地の制限 ② 新浦上配水池及び新女の都ポンプ場」及びNo.99をご参照ください。
116	要求水準書	55	第6章	6.3.3 6.4.2	(5)② (7)①	(5)②取付道路及び (7)①新浦上配水池連絡通路	今回計画する「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、交通管理者協議や他の管理者協議、設計図を事業者で完成後に許認可申請などは、発注者様が行うとの理解で宜しいでしょうか。	「取付道路」及び「新浦上配水池連絡通路」のそれぞれについて、許認可申請が必要なものと考えておりません。
117	要求水準書	59	第6章	6.3.4	(10)	無停電電源装置	停電時において施設内の水位や流量を監視するためと記載ありますが水位や流量は必ず監視が必要な項目であり、他機器故障信号などの監視については事業者提案という認識でよろしいでしょうか。	水位、流量以外に関しては、停電時に配水池の設備で稼働しなければならぬ機能に関しては最低限電源を確保することを求めます。
118	要求水準書	59	第6章	6.3.5	表22	道ノ尾配水池及び高田越減圧水槽	「及び」と表現されておりますが、道ノ尾配水池の信号と高田越減圧水槽の信号を別々ではなく同一遠方監視装置に取り込んで良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書	59	第6章	6.3.5	(1)③	遠方監視装置	遠方監視装置は「キュービクル」に収納と記載ありますが、他遠方監視装置にて記載が修正された「低圧盤内」に収納として理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書【改訂第二版】6.3.5.(1)遠方監視をご参照ください。
120	要求水準書	59	第6章	6.3.5	(1)③	遠方監視装置	上記と関連して新設する場合は、既設電気室または屋外に設置することと記載があります。道ノ尾配水池及び高田越配水池については道ノ尾浄水場地内に設置する形になります。設置場所については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。道ノ尾浄水場の将来計画に関係する形で、新設盤の設置が望ましくないエリア等指定があれば御教示ください。	要求水準書【改訂第二版】6.3.5.(1)遠方監視をご参照ください。
121	要求水準書	60	第6章	6.3.6	(1)	取水口設計	質問書への回答No.137において、「事業者の詳細設計図で再申請が必要です。申請は発注者が行いますが、必要な資料作成支援をお願いします。」と回答いただきましたが、取水口位置を2～3m程度上流側にずらして再申請することは可能でしょうか。	詳細な位置の許可については、詳細設計後の県との協議によります。
122	要求水準書	60	第6章	6.3.6	表23	新導水ポンプ場(長与町)整備概要	工種：土木 (1)取水口に含まれるスクリーン並びにゲートについては設計書区分として、土木となるでしょうか。機械設備となるでしょうか。	事業者でご判断ください。
123	要求水準書	63	第6章	6.3.6	(14)④	仮設取水ポンプ	仮設取水ポンプへの水位信号のケーブルについて新導水場の導水ポンプ井の水位を出力し、自動で起動・停止を行う認識でよろしいでしょうか。また出力信号の形式(アナログ・デジタル)については事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書	65	第6章	6.3.7	(4)	非常用自家発電機棟	非常用自家発電機棟の面積については、同項目(8)に記載がある非常用発電設備の性能を満たした設備が収納できれば良いという理解で、面積については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	非常用発電設備の性能を満たした設備が収納でき、かつ維持管理性および更新時の搬出入を考慮した室内面積及び高さを確保してください。
125	要求水準書	64	第6章	6.3.7	(5)	車庫棟及び倉庫棟	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.162」にて「構造はS造も可」と回答されていますが、要求水準の広さを満足するのであれば既製品の倉庫・車庫での提案もお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	「鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨造」とし、緊急車両車庫や防災倉庫としての利用を想定した恒久的な本体構造を想定しています。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
126	要求水準書	74	第6章	6.4.2	(2)⑫	埋設管	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.189」にて「モルタル充填の対象となる管路の延長については、概要として記載しておりませんが、入札比較価格に含まれております」と回答されています。入札価格の提案及び適正な設計変更協議を行うために、発注者様が入札比較価格に見込んでいるモルタル充填の対象となる管路の延長をご提示願います。	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.189」については下記のとおり修正します。 本計画では埋設管調査により対象管はないと判断しておりますが、試掘工により必要と判断した際を考慮して記載しております。
127	要求水準書	74	第6章	6.4.2	(2)⑫	埋設管	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.190」にて「撤去管の延長については、概要として記載しておりませんが、入札比較価格に含まれております」と回答されています。入札価格の提案及び適正な設計変更協議を行うために、発注者様が入札比較価格に見込んでいる撤去管の延長をご提示願います。	要求水準書【改訂第二版】別紙12よりご判断ください。
128	要求水準書	74	第6章	6.4.2.	(2)	埋設管	『⑫ 既設管を残置する場合はバルブ閉止・フランジ止め後、口径200 mm以上の既設管はモルタル充填を行うこと。また、国道における既設管は撤去すること。』とありますが、各工事区間の既設管残置における、各工事箇所でのモルタル充填の作業区間・設計延長を別紙12に明示をお願いします。延長が出なければ、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。	本計画では埋設管調査により対象管はないと判断しておりますが、試掘工により必要と判断した際を考慮して記載しております。
129	要求水準書	74	第6章	6.4.2	(2)⑫	場外管路設計 場外管路設計共通事項 埋設管	令和7年5月23日公表の入札説明書等の第1回質問回答No.189,190について、入札比較価格に含まれているモルタル充填管・撤去管の延長や土被り(基本計画にて想定している残置管・撤去管)を、数値の明示もしくは別紙12への図示をしていただくことは可能でしょうか。	要求水準書【改訂第二版】別紙12よりご判断ください。
130	要求水準書	75	第6章	6.4.2.	(2)	埋設管	『⑯ 地下埋設物調査については、本市町が提示した資料に加え、事業者が追加に必要な資料収集(最新版の確認等)及び現地調査を行ったうえで設計を行い、極力、移設が発生しないよう設計すること。現場状況並びに経済的な施工等を勘案した結果、やむを得ず移設が生じる場合については、本市町と調整したうえで、関係機関と協議し、設計に反映すること。』の、本市町が提示した資料とありますが、場外管路に関係のある資料は見受けられません。現段階においては、既設埋設物は、無いものと判断してよいでしょうか。試掘調査段階で、既存埋設物が発見された場合、設計変更の対象と判断してよいでしょうか。ご提示願います。	前段について、公表している資料からご判断ください。 後段については、ご理解のとおりです。
131	要求水準書	78	第6章	6.4.2	(5)⑧	水管橋	「入札説明書等に関する質問書(第1回)の回答No.193」にて「事前の河川管理者との協議では護岸掘削は不可との回答がされている。については、全ての水管橋において、該当する河川管理者から」と回答されています。 これに対し、入札段階で河川管理者と協議できない応募者としては、入札価格を水管橋のままで設定して算出・提案することも想定されますが、受注後の再協議・詳細設計でやはり不可とされた場合は別工法での設計変更対象として頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書	78	第6章	6.4.2	(7)①	新浦上配水池連絡通路	本業務は、受注後の詳細設計により設計変更対象とする「場外管路等の建設工事業務の対価:4,603,182,000円(税抜き)A」の内訳に入っています。これも、受注後の詳細設計業務を実施しないと正確な工事価格が算出できない恐れがありますが、予定価格として算出した積算資料(施工可能な標準案)を、本回答としてご提示願えませんか。	現状、公表している資料を基に積算をお願いします。
133	要求水準書	78	第6章	6.4.2	(7)①	新浦上配水池連絡通路	別紙10-1に示された想定法線では、県道113号の橋梁桁下を通過し、既存浦上浄水場内施設も支障となる様に描かれています。当該計画を参考にルート検討した場合、工事期間中の浄水場は仮設による継続運用との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	要求水準書	78	第6章	6.4.2	(7)①	新浦上配水池連絡通路	上記同様、浦上配水池と接続する露出した水道管4条や既存の階段が連絡通路計画と交差しますが、その配管上部を埋立する工法を採用し、連絡通路を計画しても宜しいでしょうか。また、新設する階段の設置有無は、事業者提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	要求水準書	78	第6章	6.4.2	(7)①	新浦上配水池連絡通路	別紙10-1の連絡通路ルートにおいて、事業用地として利用可能な範囲を図面でご提示願います。	要求水準書【改訂第二版】別紙10-1及び別紙10-5浦上浄水場用地図をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
136	要求水準書	78	第6章	6.4.2	(7)	新浦上配水池連絡通路	『① 新浦上配水池及び新女の都ポンプ場への連絡通路を新設すること。』とありますが、連絡通路部分の設計延長を別紙12に明示をお願いします。延長が出なければ、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。	現状、公表している資料を基に積算をお願いします。 なお、設計及び建設工事請負契約書(案)第36条に基づき、ご質問の「連絡通路部分の設計延長」は、詳細設計後の設計成果物の内容を踏まえ、発注者の承諾を得た上で、変更することができます。
137	要求水準書	78	第6章	6.4.2	(7)	新浦上配水池連絡通路	『① 新浦上配水池及び新女の都ポンプ場への連絡通路を新設すること。』について、別紙10-1において、浦上水源敷地内に連絡通路は計画されていません。舗装仕様については原型復旧を基本とし、企業判断との理解で宜しいでしょうか。浦上浄水場内の設計延長を別紙12に明示をお願いします。延長が出なければ、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。また、試掘調査・詳細設計段階での変更は、設計変更の対象でしょうか。ご指示願います。	前段については、原形復旧を基本としますが、現場状況等による企業判断を要するものについては、事業者の提案とし発注者の承諾を得るものとします。 中段については、公表している資料からご判断ください。 後段については、ご理解のとおり、設計及び建設工事請負契約書(案)第36条に基づき、詳細設計後の設計成果物の内容を踏まえ、発注者の承諾を得た上で、変更することができます。
138	要求水準書	81	第7章	7.1.4		試運転調査、切替対応業務	既設から新設への切替え業務に伴う既設導・送水管路のバルブ操作、洗管作業及び既設浄水場の浄水量調整等の対応は、発注者の負担にて発注者側が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書	89	第9章	9.1.1		保守管理業務の範囲	入札説明書等に関する質問への回答(第1回)のNo.206にて「本事業で対象とする保守管理業務の範囲は、(中略)土木躯体、建築躯体については保守管理業務の範囲外とする」について、この「土木躯体、建築躯体については保守管理業務の範囲外とする」は、運転維持管理業務を含めた全ての本施設の土木躯体、建築躯体に適用されるとの理解で宜しいでしょうか。との質問に「ご理解の通りです。」との御回答をいただきました。だとしたら保守管理業務の範囲は本事業で対象とする保守管理業務の範囲は、表4、表5及び表7と変更願えないでしょうか。	対象外とする土木躯体、建築躯体は窓や建具などの附属物や設備類を除いた構造体を示したものであるため、表5及び表7で示す範囲とします。
140	要求水準書	90	第9章	9.1.1		保守管理業務の範囲	「本事業で対象とする保守管理業務の範囲は、表7で～(中略)対象とし、土木躯体、建築躯体については保守管理業務の範囲外とする。」とありますが、表7は場外施設を示されており、新浄水場の保守管理については示されていないと読み取れます。この理解の場合、場外施設の土木躯体、建築躯体は保守管理業務の範囲外で、新浄水場の土木躯体、建築躯体は保守管理業務の範囲になるという理解でよろしいでしょうか。	対象外とする土木躯体、建築躯体は窓や建具などの附属物や設備類を除いた構造体を示したものであるため、表5及び表7で示す範囲とします。
141	要求水準書	90	第9章	9.1.1		保守管理業務の範囲	No.146と関連して、その一方で第9章の9.2保守管理業務においては、「9.2.1保守管理計画書作成業務」、「9.2.3修繕業務(膜交換含む)」、「9.2.4植栽管理、清掃業務」、「9.2.5防犯業務」では、新浄水場に関する記述もあることから、「9.1.1保守管理業務の範囲」に記載された内容は、新浄水場にも適用されるというようにも読み取れます。「9.1.1保守管理業務の範囲」に記載された内容は新浄水場にも適用されるという理解でよろしいでしょうか。	対象外とする土木躯体、建築躯体は窓や建具などの附属物や設備類を除いた構造体を示したものであるため、表5及び表7で示す範囲とします。
142	要求水準書				別紙12	場外管路計画図	総延長のみでは、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。各配管路線毎に舗装工事条件が異なります。各配管路線区分毎に、各配管の設計延長・管口径を別紙12に明示をお願いします。	公表している資料からご判断ください。 なお、設計及び建設工事請負契約書(案)第36条に基づき、ご質問の「各配管路線区分毎の設計延長・管口径」は、詳細設計後の設計成果物の内容を踏まえ、発注者の承諾を得た上で、変更することができます。
143	要求水準書				別紙12	場外管路計画図のうち長与町⑤(11/14頁)	令和7年5月23日公表の入札説明書等の第1回質問回答No.210,211について、別紙12より水路下工事箇所を別添のように推定しておりますが、工事箇所の認識は合っているでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書				別紙12	場外管路計画図のうち長与町⑤(11/14頁)	令和7年5月23日公表の入札説明書等の第1回質問回答No.210,211について、工事時の既設水路撤去・仮設水路設置は設計変更対象でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書				別紙14	既存配水池平面図	場内配管平面図(道ノ尾浄水場)において、場外施設・場外管路の施工区分の明示並びに、各配管の設計延長・管口径・敷地内現況情報の明記をお願いします。明示がなければ、積算は不可能であり、予定価格との比較検討が出来ません。予算比較が出来なければ、参加グループとして、参加不可の判断せざるを得ません。	No.26をご参照ください。
146	要求水準書					工事材料の検査等について	設計及び建設工事契約書(案)P11.20条2項において、「受注者は、要求水準書等において監督職員の検査(確認を含む。以下本案において同じ。)を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。」とありますが、要求水準書において、監督職員の検査を受けるべきものと指定される工事材料、機器等の記載がありません。検査費用を入札価格に反映させる必要があるため、監督員の立会検査が必要となる機器、工事材料の提示をお願いします。	土木については、長崎市建設工事共通仕様書(長崎市)に準拠してください。 機械・電気については、全ての機器、資材が立会必要となります。 建築については、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に準拠してください。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
147	提出書類作成要領及び様式集(Word)	6	3	3	シ		「右下に図面名称及び受付グループ名を記入すること」とあります。これは「施設計画図面集」で提出する全ての図面は、【様式Ⅲ基礎審査に関する提出書類】、【様式Ⅳ提案書の定量化審査に関する提出書類】と同様に、正1部のみにグループ名を記入し、副14部にはグループ名を記入しないという理解でよろしいでしょうか。	正本1部にのみに入札参加グループ名を記入してください。また、副本14部には入札参加グループ名、企業名、ロゴ、住所、氏名等、入札参加者が特定できる表現は記載せず、参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」をご記載ください。 なお、受付グループ名は正副問わず、ご記載ください。
148	提出書類作成要領及び様式集(Word)	6	3	3	シ		上記と関連して「添付資料」、「経営計画・事業収支・内訳書(積算根拠含む)」についても全ての資料は、正1部のみにグループ名を記入し、副14部にはグループ名を記入しないという理解でよろしいでしょうか。	No.147をご参照ください。
149	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅰ-6	様式Ⅰ-6-1			1 完工実績(工事企業)	様式Ⅰ-6-1. 完工実績(工事企業・土木建築)について、入札説明書P9「ウ. 建設業務を行う者(工事企業)」の参加資格要件のうち、施工実績については「同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと」と要件が記載されています。よって、工事企業(土木建築)のうち、新浄水場を2社での甲型JVを組成して参加する当グループでは、SP企業の完工実績のみを提出し、浄水場の完工実績を持たないSB企業は、SP企業の施工実績で申請します。よって、SB企業は完工実績資料(様式Ⅰ-6-1)への記載不要と理解しましたが、宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅰ-6	様式Ⅰ-6-5			2 統括責任者及び監理技術者又は主任技術者の資格及び業務実績(工事企業)	様式Ⅰ-6-5. 配置予定技術者の資格及び業務実績(工事企業)のうち、工事企業(土木建築)について、当グループでは工事企業(土木建築)のうち、新浄水場を2社での甲型JVを組成し参加します。よって、新浄水場の土木建築で配置する予定技術者は、甲型JVのSP企業で監理技術者のみを配置し、SB企業は主任技術者のみを配置することで要件を満たすと理解しましたが、宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅰ-6	様式Ⅰ-6-5			2 統括責任者及び監理技術者又は主任技術者の資格及び業務実績(工事企業)	様式Ⅰ-6-5. 配置予定技術者の資格及び業務実績(工事企業)のうち、(統括責任者の業務実績)欄については、統括責任者が機械器具設置工事を担う配置予定技術者から選任した場合(要求水準書P20. ③の・6つ目)のみ記載し、それ以外の配置予定技術者から選任した場合は、記載すべき要件のご指定が無い(要求水準書P17. 3.2 統括責任者の配置及び役割、及び要求水準書P19. 3.3.2 建設業務: ①②④⑤の・2つ目、参加要件を満たす企業のもの)ため、斜線で該当なしと表現するものと理解しましたが、宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅰ-6	様式Ⅰ-6-5			2 統括責任者及び監理技術者又は主任技術者の資格及び業務実績(工事企業)	様式Ⅰ-6-5. 配置予定技術者の資格及び業務実績(工事企業)のうち、(監理技術者、主任技術者の業務実績)欄については、機械器具設置工事を担う配置予定技術者の業務実績のみで良いと理解しましたが、宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅲ-4				要求水準の適合性を確認する一覧表	「※1 A3版・横で作成すること」とありますが、該当の様式Ⅲ-4(excel版)では、「A4版・横」と記載があります。どちらを「正」として理解すればよろしいでしょうか。	「A4版・横」が正です。
154	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅳ-15-1				※2	「各項目の明細を示す内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。」と記載がありますが、エクセル様式Ⅳ-15-1の建設費の項目及び要求水準書の「表 整備概要」の項目で任意内訳書の項目を作成するイメージでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
155	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅳ-15-1				※2	また上記の関連で、任意内訳書項目は「表 整備概要」内の整備内容項目の修正及び追加は可能でしょうか？	ご理解のとおりです。適宜修正及び追加をお願いいたします。
156	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅴ-1				入札書 中段あたり	「下記入札価格に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって標記件名の事業を実施するため、入札説明書等の内容等を承諾の上、入札します。」とあり、記載する入札価格は消費税を含める価格というように読み取れます。一方で、※印1行目において「入札価格は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。」とあり、入札価格は消費税を含めない価格というようにも読み取れます。入札価格に記載する価格は、消費税を含めるのか、含めないのか明確にご教示ください。	入札価格は消費税及び地方消費税を含めない価格であり、当事業はこの消費税等を含めない入札価格に、消費財及び地方消費税の額を加算した金額で実施するということを意味します。
157	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅴ-1				入札書 ※印1行目 ※印2行目	上記と関連して、「入札価格内訳」に記載するそれぞれの業務の入札価格も、消費税を含めるのか、含めないのか明確にご教示ください。	消費税及び地方消費税を含めない価格になります。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
158	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅴ-2				※2	「各項目の明細を示す内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。」と記載がありますが、エクセル様式Ⅴ-2の建設費の項目及び要求水準書の「表 整備概要」の項目で任意内訳書の項目を作成するイメージでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
159	提出書類作成要領及び様式集(Word)	様式Ⅴ-2				※2	また上記の関連で、任意内訳書項目は「表 整備概要」内の整備内容項目の修正及び追加は可能でしょうか？	ご理解のとおりです。適宜修正をお願いいたします。
160	提出書類作成要領及び様式集(Excel)	様式Ⅱ-7				技術対話における確認事項	技術対話では、事業者が設計しようとしている内容が、本市町が求める要求水準の解釈の理解として正しいのか間違っているのかについて、様式Ⅱ-7(技術対話における確認事項)に記入して質問した場合は、議論頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	提出書類作成要領及び様式集(Excel)	様式Ⅲ-4				要求水準の適合性を確認する一覧表	提案書該当箇所の列に「チェックリスト対応」と記載されている項目があります(例としてE76セル)。このチェックリストとは、発注者が別途用意したチェックリストで事業者の提案を評価するという理解でよろしいでしょうか。その場合チェックリストに記載された内容は要求水準と同義になると理解しますので、チェックリストの開示をお願いします。	チェックリストとは、「要求水準の適合性を確認する一覧表」を指します。提案時点で要求水準の履行が明確に確認できないものについては、提案書において確認が困難です。そのため、要求水準の履行を誓約するためにこのような記載とし、確認欄にチェックがついている箇所については要求水準を満たしているものとして判断することといたします。
162	提出書類作成要領及び様式集(Excel)	様式Ⅳ-15-1					建設費-場外施設の新女の都ポンプ場が2度項目の記載がありますが、まなび野低部配水池の誤記という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
163	提出書類作成要領及び様式集(Excel)	様式Ⅴ-2					建設費-場外施設の新女の都ポンプ場が2度項目の記載がありますが、まなび野低部配水池の誤記という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
164	モニタリング基本計画書	4	第2章	2	(2)		年度事業報告会の実施場所及び、月例報告会の実施場所は、長崎市または長与町が指定する会議室を無料で使用できるものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	モニタリング基本計画書	7	第3章	4			「…事業者にペナルティーポイントを科し、その累積によりサービス対価を減額する。」とあります。運転維持管理契約書(案)P10第29条及び、P27において要求水準の未達成による減額やフローチャートの記載がありますが、ペナルティーポイントのカウント基準や累積ポイント数に応じたサービス対価の減額に関しては記載ありません。したがって、本項目で記載されたペナルティーポイントや累積ポイントによるサービス対価の減額は誤記で、運転維持管理契約書(案)に記載された内容が「正」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該箇所につきましては修正しています。
166	基本契約書(案)	表紙2ページ目				【本基本契約の対象となる事業の表示】 2 本基本契約に付随する契約(2)	「本基本契約及び上の各号に掲げる契約は、不可分一体なものとして、本事業における事業契約を構成する(以下総称して又は個別に「事業契約」という。)。」について、不可分一体とは、本基本契約と(1)「設計及び建設工事請負契約」、本基本契約と(2)「運転維持管理業務委託契約」がそれぞれ不可分一体という理解で宜しいでしょうか。 【補足：設計建設と運転維持管理の違い】 ①参加資格要件 ②業務内容 ③入札説明書P12、3、(ウ)「運転維持管理業務を実施する事業者であるSPCIに出資する」義務を負わない構成企業(設計・建設企業)が存在する。	3つの契約書すべてを不可分一体なものとして取り扱います。
167	基本契約書(案)	5	11			(本施設の運転維持管理、保守、更新に係る協力)	設計及び建設請負事業者は、本施設の運転維持管理、保守、更新について、運営事業者に協力するものとし、本施設に係る部品の供給、本施設の補修、更新の支援等、適切な協力を行うものとする。」とありますが、設計及び建設請負事業者は、有償協力との理解で宜しいでしょうか。	瑕疵担保に該当しないものについては、ご理解のとおりです。
168	基本契約書(案)	5	11			本施設の運転維持間、保守、更新に係る協力	「設計及び建設請負事業者は、(中略)本施設に係る部品の供給、本施設の補修、更新の支援等、適切な協力を行うものとする。」とありますが、施設の補修等は「設計及び建設工事」の構成企業以外にも依頼することは可能と理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	基本契約書(案)	5	11			本施設の運転維持管理、保守、更新に係る協力	設計及び建設請負事業者は、本施設の運転維持管理、保守、更新について運営事業者に協力するものとし、本施設に係る部品の供給、本施設の補修、更新の支援等、適切な協力を行うものとする。」とありますが、紛争、震災、災害時における支援等に関しては発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。	運転維持管理業務委託契約書(案)P11 第34条 不可抗力による負担 を参照ください。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
170	基本契約書(案)	6	13	1		運営事業者の損害賠償義務等の保証等	ここに記載の「代表企業」とは、入札参加グループの代表企業を指しているとの理解で宜しいでしょうか。もしくは、SPCの代表企業を指しているのでしょうか。	入札参加グループの代表企業を指します。
171	基本契約書(案)	6	13	1		(運営事業者の損害賠償義務等の保証等)	代表企業は、運転維持管理業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を、連帯して保証するものとする。の、代表企業とは、本基本契約締結に対する代表企業を指すのでしょうか。若しくは、「運転維持管理業務委託契約」締結に対する代表企業でしょうか。	No.170をご参照ください。
172	基本契約書(案)	6	13	1		運転事業者の損害賠償義務等の保証等	ここに記載の「代表企業」とは、入札参加グループの代表企業を指しているとの理解で宜しいでしょうか。もしくは、SPCの代表企業を指しているのでしょうか。	No.170をご参照ください。
173	基本契約書(案)	6	13	1		運営事業者の損害賠償義務等の保証等	「代表企業は、運転維持管理業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を、連帯して保証するものとする。」の代表企業は運転維持管理における代表企業との理解でいいでしょうか。	No.170をご参照ください。
174	基本契約書(案)	6	13	2		運転事業者の損害賠償義務等の保証等	ここに記載の「構成企業」とは、入札参加グループの構成企業を指しているとの理解で宜しいでしょうか。もしくは、SPCの構成企業を指しているのでしょうか。	運転維持管理グループ構成企業を指すため、当該文書を修正いたします。
175	基本契約書(案)	6	13	2		運転事業者の損害賠償義務等の保証等	運営事業者の補修等の代替業務であるため、同条の「構成企業」は「運転維持管理グループ構成企業」との認識でよろしかったでしょうか。 「構成企業」に設計及び建設請負事業者も含む場合、削除願います。	No.174をご参照ください。
176	基本契約書(案)	6	13	2		運転事業者の損害賠償義務等の保証等	頭書の定義上「受注者」には運営事業者が含まれますが、第14条では、運営事業者が運営事業者自身の義務及び債務を連帯して負担することとなります。また、運転維持管理業務委託契約書第29条第1項ただし書において、運転維持管理グループ構成企業及び運営事業者が、設計及び建設工事請負契約上の契約不適合責任を負わないこととの均衡上、設計及び建設工事請負事業者が、運転維持管理業務委託契約上の要求水準の未達成等の責任を負わないことが責任分担の公平に資することから、第14条の「受注者」は、「運転維持管理グループ構成企業」との認識でよろしかったでしょうか。 「受注者」に設計及び建設請負事業者も含む場合、削除願います。	第14条に関する質問としてお答えいたします。 受注者は、代表企業と運転維持管理グループ構成企業を指すため、当該文章を修正いたします。
177	基本契約書(案)	6	13	2		運営事業者の損害賠償義務等の保証等	運営事業者の補修等の代替業務であるため、同条の「構成企業」は「運転維持管理グループ構成企業」との認識でよろしかったでしょうか。 「構成企業」に設計及び建設請負事業者も含む場合、削除願います。	No.174をご参照ください。
178	基本契約書(案)	6	13	2		運営事業者の損害賠償義務等の保証等	ここに記載の「構成企業」とは、入札参加グループの構成企業を指しているとの理解で宜しいでしょうか。もしくは、SPCの構成企業を指しているのでしょうか。	No.174をご参照ください。
179	基本契約書(案)	6	13	2		運営事業者の損害賠償義務等の保証等	「構成企業は、運営期間終了時に運営事業者が本施設につき必要な補修等実施すべき場合であって、運営事業者が既に解散しているときは、運営事業者者に代わり、自己の費用により、補修等必要な対応を行う」について、本条文は「設計及び建設工事請負契約書(案)P37、契約不適合責任期間等、第73条 発注者は、第15条又は第45条に基づき引き渡された設計成果物又は建設工事成果物に関し、第45条第5項又は第6項(第54条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下本条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年間以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又は契約の解除(以下本条において「請求等」という。)をすることができない」かつ「要求水準書【改訂第1版】P13、表10、施設引渡し日：令和15年3月31日】の記載内容と齟齬が生じているものと判断しています。 SPCに出資せず、SPCの構成企業と成らない、「設計及び建設工事期間で業務を終える構成企業」においては、前述の引渡し後2年間(契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには民法の定める期間：10年間)を超過する補修等必要な対応を行う責任は生じないものと理解しています。 以上より、第13条の2項は、削除又は訂正(契約不適合責任期間内)のご対応をお願いします。ご対応がなされない場合は、当グループ及び他グループにおいても、入札を見送る選択を判断せざるを得ないと考えます。	No.174をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
180	基本契約書(案)	6	13	2		(運営事業者の損害賠償義務等の保証等)	構成企業は、運営期間終了時に運営事業者が本施設につき必要な補修等実施すべき場合であって、運営事業者が既に解散しているときは、運営事業者に代わり、自己の費用により、補修等必要な対応を行う。の、構成企業とは、「運転維持管理業務委託契約」締結に対する構成企業でしょうか。	No.174をご参照ください。
181	基本契約書(案)	6	13	2		運営事業者の損害賠償義務等の保証等	「構成企業は、運営期間終了時に運営事業者が本施設につき必要な補修等実施すべき場合であって、運営事業者が既に解散しているときは、運営事業者に代わり、自己の費用により、補修等必要な対応を行う。」の構成企業とはSPCの構成企業との理解でいいでしょうか。その場合、要求水準書第8条第2項11①施設の引渡しに記載された事業終了後1年以内との理解でよろしいでしょうか。	前段については、No174をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
182	基本契約書(案)	6	13	2		運営事業者の損害賠償義務等の保証等	上記と関連して、本項で示す構成企業とは入札参加グループの構成企業も含めるのであれば、入札参加グループとして本事業に参加することはできません。従いまして、第13条第2項の削除もしくは、本項の「構成企業」を「SPCの構成企業」へ訂正をお願い致します。	No.174をご参照ください。
183	基本契約書(案)	6	14			要求水準不充足に関する責任	頭書の定義上「受注者」には運営事業者が含まれますが、第14条では、運営事業者が運営事業者自身の義務及び債務を連帯して負担することとなります。また、運転維持管理業務委託契約書第29条第1項ただし書において、運転維持管理グループ構成企業及び運営事業者が、設計及び建設工事請負契約上の契約不適合責任を負わないこととの均衡上、設計及び建設工事請負事業者が、運転維持管理業務委託契約上の要求水準の未達成等の責任を負わないことが責任分担の公平に資することから、第14条の「受注者」は、「運転維持管理グループ構成企業」との認識でよろしかったでしょうか。 「受注者」に設計及び建設請負事業者も含む場合、削除願います。	No.176をご参照ください。
184	基本契約書(案)	6	14			要求水準不充足に関する責任	頭書の定義上「受注者」には運営事業者が含まれますが、第14条では、運営事業者が運営事業者自身の義務及び債務を連帯して負担することとなります。また、運転維持管理業務委託契約書第29条第1項ただし書において、運転維持管理グループ構成企業及び運営事業者が、設計及び建設工事請負契約上の契約不適合責任を負わないこととの均衡上、設計及び建設工事請負事業者が、運転維持管理業務委託契約上の要求水準の未達成等の責任を負わないことが責任分担の公平に資することから、第14条の「受注者」は、「運転維持管理グループ構成企業」との認識でよろしかったでしょうか。 「受注者」に設計及び建設請負事業者も含む場合、削除願います。	No.176をご参照ください。
185	設計及び建設工事請負契約書(案)	2	4	1		契約の保証	「第4条 受注者は、本設計及び建設工事請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない」について、ここに「受注者とは、契約書の2枚目の6「設計及び建設工事請負事業者(長崎市・長与町新浄水場共同整備事業基本契約書(以下「基本契約」という。))所定の設計企業、工事企業(土木建築)、工事企業(機械)、工事企業(電気)及び工事企業(管路)が組成する設計及び建設工事共同企業体)」の構成企業の全てを指すのか、4枚目に記名押印する設計及び建設工事共同企業体の代表企業を指すのか、何れが保証するのでしょうか。	設計企業、工事企業(土木建築)、工事企業(機械)、工事企業(電気)及び工事企業(管路)が組成する設計及び建設工事共同企業体を指します。
186	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	4	2		契約の保証	質問No.185の受注者が「4枚目に記名押印する設計及び建設工事共同企業体の代表企業」を指した場合、「2項の契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。))は、表記の請負代金額(以下「請負代金額」という。))の10分の1以上としなければならない」は、各構成企業が各々契約金額の10%の銀行保証や履行保証保険を差し入れることで対応可能とできないでしょうか。	No.185をご参照ください。
187	設計及び建設工事請負契約書(案)	8	12	2		調査・設計業務統括責任者	「調査・設計業務統括責任者は、新浄水場に係る設計業務を担う企業から選任する」とありますが、新浄水場の設計を担う管理技術者ではなく、新浄水場の設計を担う管理技術社以外の担当者を統括責任者に選任することも問題ないとの判断でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	設計及び建設工事請負契約書(案)	16	30	2		設計成果物の変更	「本業務のうち新浄水場及び場外施設に関するものについては、設計成果物を変更できないものとする。」とありますが、これは設計成果物変更に伴い発生する金額変更は認められないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	設計及び建設工事請負契約書(案)	16	30	2		設計成果物の変更	「本業務のうち新浄水場及び場外施設に関するものについては、設計成果物を変更できないものとする。」とあります。実際の施工時においては、現場状況に応じて、数量(継手数量、管長及び、口径の変更など)の変更が発生すると想定されます。設計成果物に対する、数量変更は認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、総価の変更は認められません。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
190	設計及び建設工事請負契約書(案)	16	33	1		発注者の請求による工期の短縮等	「特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。」とありますが、発注者より請求される工期については、請求理由の妥当性を評価した上で協議を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	設計及び建設工事請負契約書(案)	16	33	1		発注者の請求による工期の短縮等	No.190と関連して請求理由の妥当性次第では、発注者からの請求に対して事業者は必ずしも、応じる必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	設計及び建設工事請負契約書(案)	18	39	1		賃金又は物価の変動に基づく建設工事請負代金額の変更	物価スライド適用時は、機械や電気の工種が該当すると理解していますが、受注後は、見積もりを複数徴収することが困難であり、日銀指数等を活用して査定して頂けると理解して宜しいですか？	単価合意後に利用する指標については、受注者との協議により決定します。指標としては県単価を基本と考えております。
193	設計及び建設工事請負契約書(案)	18	39	5.6		賃金又は物価の変動に基づく建設工事請負代金額の変更	第39条第5項(単品スライド)の物価変動の算定は、入札時の単価を起算とし、同条第1項の請求のあった日までの物価変動で算定を行うとの認識でよろしかったでしょうか。また、第39条第6項(インフレスライド)の物価変動の判定(2回目以降も)も同様との認識でよろしかったでしょうか。あわせて、調査・設計業務のみのインフレスライドは可能でしょうか。	単品スライドの物価変動の算定は、第1回単価合意時の単価を起算とします。その後、請求のあった日までの物価変動で算定を行います。インフレスライドについても同様の起算方法です。ただし、調査・設計業務のみのスライドは想定しておりません。
194	設計及び建設工事請負契約書(案)	18	39	5.6		賃金又は物価の変動に基づく建設工事請負代金額の変更	第39条第3項の「物価指数等」において、具体的に参照される「物価指数」(日本銀行の指数、デフレーター、長崎県の労務単価など)をご教示ください。また、第39条第5項(単品スライド)、第39条第6項(インフレスライド)における物価指数もご教示ください。	単価合意後に利用する指標については、受注者との協議により決定します。指標としては県単価を基本と考えております。
195	設計及び建設工事請負契約書(案)	18	39	5		賃金又は物価の変動に基づく建設工事請負代金額の変更	「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、建設工事請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、建設工事請負代金額の変更を請求することができる」について、本条文は「国土交通省、スライド条項の取扱い方法」に準じた単品スライドとして「適用基準や事業者負担割合が対象工事費の1000分の10を超える額につき、建設工事請負代金額の変更に応じて頂ける」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	設計及び建設工事請負契約書(案)	18	39	5		賃金又は物価の変動に基づく建設工事請負代金額の変更	「(前略)～但し、製作機器費及び機器単体費については、この限りでない。」とありますが、この限りでないとは、本条の1項に記載された物価スライドに関しても対象外という理解になるでしょうか。	第1項の記載については対象となります。
197	設計及び建設工事請負契約書(案)	18	39	5		賃金又は物価の変動に基づく建設工事請負代金額の変更	上記と関連して物価スライド申告は国土交通省の通達等から、物価上昇によるコストアップの結果、請負者の負担増となった場合に行えるものと理解しておりますので、工種等の制限はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	設計及び建設工事請負契約書(案)	18	39	6		賃金又は物価の変動に基づく建設工事請負代金額の変更	「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設工事請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、建設工事請負代金額の変更を請求することができる」について、本条文は「国土交通省、スライド条項の取扱い方法」に準じたインフレスライドとして「適用基準や事業者負担割合が対象工事費の1000分の10を超える額につき、建設工事請負代金額の変更に応じて頂ける」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	設計及び建設工事請負契約書(案)	20	43	4		不可抗力による損害	「4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具であって第20条第2項、第21条第1項若しくは第2項又は第53条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の本業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない」について、本条文に「ただし、第三者が当工事に損害を与えた際の損害費用の負担については、受注者は発注者に全額請求することができる。」という条文を追記していただけないでしょうか。	損害発生 배경に依存するため、当該条文は追記しかねます。
200	設計及び建設工事請負契約書(案)	26	55	1		債務負担行為又は継続費に係る契約の特則	支払限度額は、発注者と事業者の契約締結後に、協議の上決定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問書への回答(第2回)

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
201	設計及び建設工事請負契約書(案)	26	55	2		債務負担行為又は継続費に係る契約の特則	支払予定額は、発注者と事業者の契約締結後に、協議の上決定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	設計及び建設工事請負契約書(案)	30	61	4		性能保証責任	第61条第4項で定められた建設共同企業体が解散した後の契約不適合の連帯責任ですが、同項の責任期間は、引渡しを受けた日から2年間以内などの第73条第1項に定める契約不適合責任期間と同じ期間との認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	設計及び建設工事請負契約書(案)	30	61	4		性能保証責任	仮に、第61条第4項の責任期間が、本事業の事業期間完了(令和30年3月31日)後も存続することのお考えの場合、民法161条第1項第2号の期間よりも、契約不適合責任期間を伸長できるとの法的根拠をご教示ください。	No.202をご参照ください。
204	設計及び建設工事請負契約書(案)	43			別紙2	本設計及び建設工事請負契約 第36条で定める建設工事請負代金額変更の対象施設	場外管路 要求水準書「6.4.場外管路設計」で掲げる場外管路には、連絡通路整備も、対象となるとの判断で宜しいでしょうか。ご指示願います。	ご理解のとおりです。
205	設計及び建設工事請負契約書(案)	43			別紙2	第2浄水場における非常用自家発電設備	【要求水準書「6.3.7.第2浄水場設計(12)非常用自家発電設備」で掲げる場外施設」とあります。一方要求水準書において、第2浄水場非常用自家発電設備は要求水準書P66で、6.3.7.(8)の項目で記載があります。別紙2に記載された「6.3.7.(12)」は誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「6.3.7.(8)」非常用自家発電設備に修正します。
206	運転維持管理業務委託契約書(案)	表紙4ページ				長崎・長与新浄水場共同整備事業 運転維持管理業務委託契約書	別添内訳書1 固定費 iii 補修費にて、運転維持管理期間中に施設・機器別更新時期一覧表に準じた更新時期を迎える機器の更新期間の延長が長期更新計画にて可能と判断され、発注者がそれを認めた場合は固定費 iii 補修費の支払い年度の変更は可能でしょうか。	可能です。
207	運転維持管理業務委託契約書(案)	5	11	1		実施計画書	「受注者は、本運転維持管理業務委託契約締結後速やかに、本業務の遂行に係る実施計画書(以下「本実施計画書」という。)及び要求水準書に基づく運転管理マニュアル(以下「本運転管理マニュアル」といい、本実施計画書と併せて「本実施計画書等」という。)を作成し、運営期間の開始前までに、発注者の確認を受けなければならない。」とありますが、運転維持管理業務委託契約締結(令和8年予定)から、運営期間開始(令和15年予定)まで7年ほど期間があります。「本実施計画書等」は具体的には、いつまでに発注者に提出すればよいでしょうか。	運転維持管理業務開始の6か月前までとします。
208	運転維持管理業務委託契約書(案)	10	29			要求水準の未達成等に伴う費用負担、固定費 i の減額等	受注者の責めに帰すべき事由と原因とする、前条に定める対応に要する費用(…)はすべて受注者が負担する。ただし、建設事業者の責めに帰すべき設計又は施工上の契約不適合に起因する場合はこの限りではない。とありますが、設計建設期間引渡し後2年間(契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものときには民法の定める期間:10年間)以降に要求水準の未達が確認された場合は発注者が費用を負担して改善するとの理解でよろしいでしょうか。	引渡しから2年(ただし、建設事業者に故意又は重過失があり、設計及び建設業務請負契約書(案)73条6項の適用がある場合には、民法に基づく発注者による権利行使期間(=消滅時効が成立するまでに期間))が経過して以降に、要求水準未達成が確認された場合、①要求水準未達成が設計又は施工上の契約不適合に起因する場合、または②要求水準未達成が運転維持管理グループ構成企業(もしくは運営事業者)の帰責事由によらない場合において、通常の機器修繕を超える範囲の費用について発注者負担となります。
209	運転維持管理業務委託契約書(案)	12	35	2		運営期間終了時の明け渡し条件	受注者は…最低3ヶ月間の運転教育を行うとありますが、教育期間は業務期間中との考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。